

納入実績の確認資料について

1. 当局が発注する主要機器については高い品質や確かな信頼性が要求されます。したがって、納入実績を確認するため、納入実績表に記入された申請機器に対する次の資料を申請書に添付すること。

(確認できる資料がないものは納入実績として認めない)

- 1) 納入先が国・地方公共団体・公共法人であることを確認できる資料。
- 2) 納入先が水道法（昭和32年法律第177号）上の浄水場・取水施設、又は下水道法（昭和33年法律第79号）上の終末処理場、ポンプ場、及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号）上のポンプ場（排水機場）であることを確認できる資料。
- 3) 納入先の現有施設能力、現有排水能力が確認できる資料。

(一定規模以上の水処理施設等の納入実績を必要とする場合)

- 4) 納入時期が過去10年間および1年以上の稼働を確認できる資料。

(契約書、工事カルテなど)

- 5) 納入機器の内容が確認できる資料

(製作仕様、外径図、システム図、単線結線図、フローシート、操作要領など)

- 6) 下記の品目については、納入実績表に添付する申請機器を以下のように指定する。

品目番号1：「主ポンプ」

口径400mm以上の水道事業用ポンプ、(立軸斜流ポンプ、横軸両吸込渦巻ポンプ)

または、口径600mm以上の下水道事業用ポンプ(立軸斜流ポンプ、槽外形立軸渦巻斜流ポンプ)を含むものとする。

品目番号13：「制御盤」

「補助継電器盤」または「コントローラ盤」を含むものとする。

品目番号15：「直流電源装置・無停電電源装置（ミニUPS等の汎用品は除く）」

2. 名古屋市上下水道局に納入した機器については、上記の確認資料を添付しない場合でも納入実績として認めるものとする。
3. 上記の確認資料は、納入実績表（様式第3）の次ページに実績番号ごとにまとめて添付すること。

要綱の第5条（登録要件）における第2号に係る確認資料について

「工事共通仕様書（機械設備製作編）」、「工事共通仕様書（機械設備工事編）」、「工事共通仕様書（電気設備工事編）」に記載する仕様を満たすことが確認は、当局仕様と納入実績における納入機器との比較や、当局仕様での製作の対応可否、あるいは当局仕様での製作が可能であることを証明する資料にて確認します。

※なお、自動除塵機（チェーン式）においては、現行の「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者登録制度（平成26年度～平成30年度）」にて、試作機の確認申請書類を提出している場合、改めて、改定後の「機械設備工事及び電気設備工事に使用する機器の製作者の登録制度（平成31年4月～平成36年3月）」の申請時に、改めて、試作機に関する確認書類は不要とする。

以上